

# 「S マーク認証の追加基準（別表第八適用時）電球形 LED ランプに係る 取り扱い運用」（2019 年 2 月 15 日最終改定）の廃止について

2022 年 10 月 1 日  
電気製品認証協議会

電球形 LED ランプの S マーク認証にあつては、標題追加基準が廃止されることに伴い 2022 年 10 月 1 日以降は下記の基準でのみ S マーク認証が可能となります。

新基準：別表第十二 J 62560 (H30) 及び J55015 (H29) ※版は、2022 年 10 月 1 日現在。

また、標題追加基準により S マーク認証を取得している製品につきましては、本日より 3 年の移行期間内（2025 年 9 月 30 日迄）に新基準への認証変更の手続きが必要となります。

※認証変更の手続きが行われない場合は、2025 年 10 月 1 日をもって認証終了となります。

本取り扱いの詳細につきましては、認証機関へお問い合わせください。

以 上